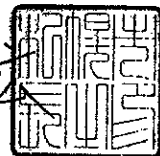


札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 26 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第20号

札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部
を改正する規則

札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40日前」の次に「（急を要する契約に係るものにあつては、10日前）」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。